

牛トレーサビリティ制度実施の手引き (生産・と畜段階)

I はじめに

1. 牛トレーサビリティ制度とその目的

(1) 牛トレーサビリティ制度の概要

牛トレーサビリティ制度とは、

- a) 1頭ごとの牛に、出生と同時に、生涯唯一の個体識別番号を付与し、その個体識別番号を印字した耳標を装着
- b) 牛の出生から死亡又はとさつまでの間の管理者や飼養施設の異動等の記録
- c) 枝肉から消費者に販売又は提供されるまでの間の牛肉への個体識別番号の表示による伝達と流通業者による売買等の記録

を行い、牛肉について、牛の出生までの履歴の追跡を可能とするものです。

a) b) の生きている牛にかかる生産段階については、一般に牛個体識別システム(2(2)①参照)とされています。

(2) 法制定の趣旨

平成13年9月にわが国で最初のBSE(牛海綿状脳症)が発生しました。BSEについては、他の家畜伝染病と比べ、潜伏期間が極めて長いため、患畜発生時において、同居牛や疑似患畜の特定にはその所在や異動履歴等の記録を過去に遡って確認することが必要になります。まん延防止措置を的確に実施するためには、牛1頭ごとに所在等の情報を一元管理し、患畜発生時に迅速に検索できるシステムを構築する必要があります。

また、牛肉については、BSEの発生により大きく減退した消費が未だ発生前の水準にまで回復しておらず、最近でも「全頭検査でも不安」という消費者が多数見られる実態にあり、酪農及び肉用牛生産の安定のためにも、牛肉に対する消費者の信頼をさらに高めることが重要となっています。

他方、BSEの発生により大きな社会的混乱を経験したヨーロッパでは、牛肉流通の透明性の確保により、牛肉に対する消費者の信頼を確保するため、2000年9月1日以降にと畜された牛肉について、個体識別番号等の表示が義務化されています。

このようなことから、牛の出生から死亡・とさつまでの個体情報を個体識別番号により一元的に管理するとともに、とさつ・解体処理された以降の牛肉について、消費に至る流通の各段階で個体識別番号等の表示を義務付けることによって、牛肉

の個体情報を確認できる仕組みを構築することが必要との趣旨から、「牛の個体識別のための情報管理及び伝達に関する特別措置法（平成15年法律第72号）（以下「法」という。）」が平成15年6月11日に公布され、牛の個体情報の伝達制度（以下「牛トレーサビリティ制度」といいます。）が実施されることとなりました。生産段階については、平成15年12月1日から法が施行され、実際に制度が実施されます。

なお、牛トレーサビリティ制度は、制度が円滑かつ適正に実施されることが重要であり、検査や罰則は、虚偽の報告が行われたり、必要な届出等が行われなかったりすることを防止するためのものであることは言うまでもありません。

（3）牛トレーサビリティ制度に期待される効果

牛トレーサビリティ制度によって、法制定の趣旨のように、BSEをはじめとする各種疾病のまん延防止が図られるとともに、牛肉にかかる牛の情報が正確に伝達され、消費者等の牛肉に対する理解が深まり、牛肉の需要が増加することが期待されます。消費者からみれば、購入あるいは提供を受けた牛肉の生産履歴を遡及・追跡することが可能となることは、牛肉に対する大きな安心材料であると考えられます。

また、個体識別番号をキーとして、これまで別々の番号で管理されていた血統情報、泌乳や産肉等の能力情報、疾病や診療履歴等の様々な個体情報が統合され、その一体的な利用が可能となり、経営の高度化や牛の改良の促進が期待されます。さらに、個体識別を必要とする畜産関係団体の業務の効率化により、結果として生産者への団体のサービスの向上及び団体へ支払うコスト負担の低減等のメリットも期待されます。

加えて、牛個体の識別を必要とする制度及び補助事業の適正かつ効率的な執行が確保されることも大きな効果として期待されます。

（4）これまでの牛個体識別にかかる取組

牛1頭ごとに生涯唯一の個体識別コードを付与し、そのコードを印字した耳標を装着する「個体識別システム」は、BSEを契機としたEU規則に基づきオランダ等がいち早く導入しました。オランダ等では、その結果、農家で発生するすべての個体情報が統合され、農家に対する支援業務や乳用牛の改良に大きな成果を上げてきました。そのため、BSE発生前から、国内の関係者より我が国での導入を要望する声があり、平成9年度から、モデル実施のための補助事業が開始されていました。その後、平成13年9月のBSE発生を受け、10月より全頭を対象とした補助事業が開始され、平成14年6月までに、(社)家畜改良事業団、都道府県、都道府県団体、農協等の多大な尽力により、13万戸に及ぶ酪農家及び肉用牛農家等が飼養する450万頭の牛に耳標が装着されました。また、データベース化が図られ、

10月には個体識別情報の公表が開始されました。この間、平成14年7月に施行されたBSE特措法により努力義務となり、今回の制度化に至りました。

牛個体識別システムは、牛トレーサビリティ制度の生産・と畜段階に相当するものであり、法制定は、従来の個体識別システムをより確固たるものとしたところです。

なお、現行の家畜個体識別システムにおいても、BSEが発生した際に1日以内という短時間に同居牛の異動履歴が確定されたり、インターネットを通じた牛の生産履歴等の情報提供により、消費者の牛肉に対する安心感の醸成に寄与する等の効果が得られているところです。また、酪農家及び肉用牛農家の経営管理の高度化や個体識別を伴う制度・補助事業の効率的かつ適正な執行への活用が期待され検討が進められてきたところです。(IV 1 参考1)